

2. 出来形管理

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			2-33
		2	掘削工（面管理の場合）			2-34
		3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			2-35
	1-2-3-3	1	盛土工			2-35
		2	盛土工（面管理の場合）			2-36
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		2-37
				多数アンカー式補強土工法		2-37
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-37
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		2-37
	1-2-3-6		堤防天端工			2-37
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			2-38
		2	掘削工（面管理の場合）			2-39
	1-2-4-3	1	路体盛土工			2-40
		2	路体盛土工（面管理の場合）			2-41
	1-2-4-4	1	路床盛土工			2-40
		2	路床盛土工（面管理の場合）			2-41
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		2-42
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			2-42

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通的工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		2-43
				軽量鋼矢板		2-43
				コンクリート矢板		2-43
				広幅鋼矢板		2-43
				可とう鋼矢板		2-43
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		2-43
	3-2-3-6		小型標識工			2-43
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		2-44
				転落（横断）防止柵		2-44
				車止めポスト		2-44
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		2-44
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		2-44
	3-2-3-9		区画線工			2-45
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		2-45
				距離標		2-45
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			2-45
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		2-46
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		2-46
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			2-47
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		2-47
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			2-47
	3-2-3-15		PCボックスラブリート製作工			2-48
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			2-48
		2	PC押出し箱桁製作工			2-49
	3-2-3-17		根固めブロック工			2-49
	3-2-3-18		沈床工			2-50
	3-2-3-19		捨石工			2-50
	3-2-3-22		階段工			2-50
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		2-50
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		2-51
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		2-51
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		2-51
		2	多自然型護岸工	かごマット		2-51
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		2-52
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		2-52
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		2-52
				プレキャストパイプ工		2-52
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		2-53
				L型側溝工		2-53
				自由勾配側溝		2-53
				管渠		2-53
		2	側溝工	場所打水路工		2-53

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		2-53
	3-2-3-30		集水桝工			2-54
	3-2-3-31		現場塗装工			2-54
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		2-55
				碎石基礎工		2-55
				割ぐり石基礎工		2-55
				均しコンクリート		2-55
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		2-55
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		2-56
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2-56
				鋼管杭		2-56
				H鋼杭		2-56
		2	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		2-56
	3-2-4-5		場所打杭工			2-56
	3-2-4-6		深礎工			2-57
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			2-57
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			2-57
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			2-58
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-58
				コンクリートブロック張り		2-58
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		2-58
	3-2-5-4	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		2-59
			緑化ブロック工			2-59
	3-2-5-5		石積（張）工			2-59
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-60
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-61
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-62
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-63
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-64
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-65
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-66
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-67
		9	アスファルト舗装工	基層工		2-68
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		2-69
		11	アスファルト舗装工	表層工		2-70
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		2-71

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-72
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-73
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-74
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-75
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-76
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-77
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-78
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-79
		9	半たわみ性舗装工	基層工		2-80
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		2-81
		11	半たわみ性舗装工	表層工		2-82
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		2-83
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		2-84
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-85
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-86
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-87
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-88
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-89
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-90
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-91
		9	排水性舗装工	基層工		2-92
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		2-93
		11	排水性舗装工	表層工		2-94
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		2-95
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		2-96
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		2-97
		3	透水性舗装工	表層工		2-98
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		2-99

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-100
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-101
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		2-102
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		2-103
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		2-104
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		2-105
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2-106
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		2-107
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		2-108
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		2-109
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		2-110
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		2-111
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		2-112
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		2-113
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		2-114
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		2-115
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		2-116
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		2-117
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		2-118
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-119
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		2-120
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		2-121
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		2-122
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		2-123
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		2-124
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		2-125

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		2-126
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-126
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-127
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-127
		5	薄層カラー舗装工	基層工		2-127
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-128
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-128
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-129
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-129
		5	ブロック舗装工	基層工		2-129
	3-2-6-15		路面切削工			2-130
	3-2-6-16		舗装打換え工			2-130
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			2-130
		2	オーバーレイ工	（面管理の場合）		2-131
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			2-132
	3-2-7-3		置換工			2-132
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		2-133
		2	表層安定処理工	（ICT施工の場合）		2-133
	3-2-7-5		パイルネット工			2-133
	3-2-7-6		サンドマット工			2-134
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		2-134
				ペーパードレーン工		2-134
				袋詰式サンドドレーン工		2-134
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		2-134
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		2-135
				高圧噴射攪拌工		2-135
				スラリー攪拌工		2-135
				生石灰パイル工		2-135
		2	固結工	中層混合処理		2-135
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		2-135
				鋼矢板		2-135
		2	土留・仮締切工	アンカー工		2-136
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		2-136
		4	土留・仮締切工	締切盛土		2-136
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		2-136
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			2-137
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			2-137
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-152

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費（金属支承工）		2-137
		2	一般事項	鑄造費（大型ゴム支承工）		2-139
		3	一般事項	仮設材製作工		2-139
		4	一般事項	刃口金物製作工		2-139
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		2-140
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		2-141
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		2-142
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		2-143
	3-2-12-4		検査路製作工			2-145
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			2-145
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			2-146
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			2-146
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			2-146
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			2-147
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			2-147
	3-2-12-11		工場塗装工			2-148
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		2-149
				ケーブルクレーン架設		2-149
				ケーブルエレクション架設		2-149
				架設桁架設		2-149
				送出し架設		2-149
				トラベラークレーン架設		2-149
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		2-150
				架設桁架設		2-150
			架設工支保工	固定		2-150
				移動		2-150
			架設桁架設	片持架設		2-150
				押出し架設		2-150

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		2-150
				張芝工		2-150
				筋芝工		2-150
				市松芝工		2-150
				植生シート工		2-150
				植生マット工		2-150
				植生筋工		2-150
				人工張芝工		2-150
				植生穴工		2-150
		2	植生工	植生基材吹付工		2-151
				客土吹付工		2-151
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		2-152
				モルタル		2-152
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		2-153
				現場吹付法枠工		2-153
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		2-153
	3-2-14-6		アンカー工			2-153
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		2-154
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			2-154
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		2-155
				多数アンカー式補強土工法		2-155
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-155
	3-2-15-4		井桁ブロック工			2-155
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-156
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		2-156
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		2-157
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			2-157

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	2-133
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	2-133
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	2-134
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	2-134
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	2-135
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	6-1-7-4		護岸付属物工			2-158
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	2-59
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-153
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	2-152
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	2-150
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	2-37
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				かご枠	3-2-3-27羽口工	2-52
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	2-58
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-154
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
	6-1-10-8		杭出し水制工			2-158
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	2-128
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	6-1-11-10		集水枿工		3-2-3-30集水枿工	2-54
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			2-158
	6-1-13-4		ハンドホール工			2-159
第2章 浚渫（河川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	2-156
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-156
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-156
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	2-156
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	2-135
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		2-159
		2	函渠工	ヒューム管		2-159
				P C管		2-159
				コルゲートパイプ		2-159
				ダクタイル鋳鉄管		2-159
				P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
	6-3-5-7		翼壁工			2-160
6-3-5-8		水叩工			2-160	
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	6-3-7-4		集水枿工		3-2-3-30集水枿工	2-54
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	2-140

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-145
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-146
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	2-147
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-146
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	2-139
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-148
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-4-6-7		床版工			2-160
	6-4-6-8		堰柱工			2-160
	6-4-6-9		門柱工			2-160
	6-4-6-10		ゲート操作台工			2-160
	6-4-6-11		胸壁工			2-160
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	2-160
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	2-160
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-157
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-193
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-193
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-193
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-193
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-46

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	2-47
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	2-47
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-47
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	2-150
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	2-150
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-157
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
第15節 コンクリート管理橋上部工(ＰＣホロースラブ橋)	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
	6-4-15-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	2-48
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-193
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-193
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-193
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-193
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	2-72
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	2-84
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	2-96
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	2-100
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	2-128
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	2-139
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	2-140
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	2-145
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-145
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-146
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	2-147
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	2-147
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-146
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	2-146

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	2-139
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-148
第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-57
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	2-160
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	2-160
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	2-160
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	2-160
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	2-160
	6-5-6-13		閘門工			2-160
	6-5-6-14		土砂吐工			2-160
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-57
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-5-7-8		堰本体工			2-160
	6-5-7-9		水叩工			2-160
	6-5-7-10		土砂吐工			2-160
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			2-161
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			2-161
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-157
第13節 橋梁附属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-193

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管 管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-193
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-193
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-193
第15節 コンクリート管理橋 上部工 (PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製 作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁 製作工 (購入工)	2-46
	6-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	2-47
	6-5-15-4		プレキャストセグメ ント桁製作工 (購入 工)		3-2-3-13プレキャストセグ メント桁製作工 (購入工)	2-47
	6-5-15-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	2-47
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架 設)		3-2-13架設工 (コンクリー ト橋)	2-150
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架 設)		3-2-13架設工 (コンクリー ト橋)	2-150
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-157
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
第16節 コンクリート管理橋 上部工 (P Cホロー スラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
	6-5-16-5		P Cホロースラブ製 作工		3-2-3-15P Cホロースラブ 製作工	2-48
第17節 コンクリート管理橋 上部工 (P C箱桁 橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	6-5-17-4		P C箱桁製作工		3-2-3-16P C箱桁製作工	2-48
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
第18節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-193
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-193
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-193
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-193
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-6-4-6		本体工			2-162
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			2-162
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	6-6-5-7		コンクリート床版工			2-162
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	2-163
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		2-163
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	2-59
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		2-163
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	2-49
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	2-163
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	2-163
	6-7-5-6		側壁工			2-163
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	2-163
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	2-37
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	2-158
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	2-159
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	2-150
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	2-37
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	2-150

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	2-52
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	2-58
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
				石張工	3-2-5-5石積（張）工	2-59
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	2-150
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-130
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	2-130
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-130
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	3-2-3-29側溝工	2-53
				集水枳工	3-2-3-30集水枳工	2-54
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	2-43
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-45

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	2-133
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	2-133
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	2-134
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	2-134
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	2-135
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			2-164
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			2-164
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			2-164
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			2-165
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			2-165
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			2-165
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	2-165
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-153
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	7-1-12-4		集水枳工		3-2-3-30集水枳工	2-54
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29側溝工（暗渠工）	2-53
				プレキャストボックス	3-2-3-29側溝工（暗渠工）	2-53
				コルゲートパイプ	3-2-3-29側溝工（暗渠工）	2-53
				タグタイル鉄管	3-2-3-29側溝工（暗渠工）	2-53
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29側溝工（場所打水路工）	2-53
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	7-1-14-9		集水枳工		3-2-3-30集水枳工	2-54
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
第2章 突堤・人工岬						
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			2-166
	7-2-4-5		吸出し防止工			2-166
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			2-166
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			2-167
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
	7-2-5-9		石枠工			2-167
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			2-167
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		2-168
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		2-168
		3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		2-168
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		2-169
		2	セルラー工	セルラー工据付		2-169
		3	セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		2-169
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			2-169
	7-2-6-3		根固めブロック工			2-170
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	7-2-7-3		消波ブロック工			2-170
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			2-170
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	2-166
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	2-167
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	2-168
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	2-169
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	2-167
第4章 浚渫（海岸）						
第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-156
第4節 浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	2-156

【第 7 編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 養浜						
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	2-170

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	2-143
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			2-171
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-148
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-150
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-152
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-153
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-153
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			2-171
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-171
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			2-171
	8-1-8-8		水叩工			2-172
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		2-172
				透過型		2-173
	8-1-9-6		鋼製側壁工			2-175
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	2-171
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	2-172
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	2-50
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	2-55
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	2-158
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	2-150
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-171
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-171
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	2-171
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	2-172
	8-2-5-8		魚道工			2-175
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	2-49
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	2-50
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	2-50
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-150
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	2-152
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-153
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	2-153
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-153
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-154
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	2-155
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	2-155
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	2-182
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29側溝工（場所打水路工）	2-53
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			2-175
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29側溝工（暗渠工）	2-53
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29側溝工（場所打水路工）	2-53
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	2-54
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			2-176
	8-3-7-5		集水井工			2-176
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	2-135

【第 8 編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	2-57
	8-3-9-6		合成杭工			2-176

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		2-177
	9-1-4			水叩		2-177
	9-1-4			副ダム		2-178
	9-1-4			導流壁		2-179
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			2-180
	9-2-4-6		フィルターの盛立			2-180
	9-2-4-7		ロックの盛立			2-180
	9-2		フィルダム（洪水吐）			2-181
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			2-181

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-182
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	2-148
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	2-132
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	2-132
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	2-134
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	2-134
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	2-134
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	2-135
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-150
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-152
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-153
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-153
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-154
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	2-155
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	2-155
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	2-155
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	2-155
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-1-9-6		場所打函渠工			2-182
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29側溝工（暗渠工）	2-53
	10-1-10-7		場所排水路工		3-2-3-29側溝工（場所排水路工）	2-53
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	2-53
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			2-182
	10-1-11-5		落石防護柵工			2-182

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			2-183
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			2-183
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			2-183
	10-1-12-5		遮音壁本体工			2-183
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	2-132
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	2-132
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	2-60
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	2-72
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	2-84
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	2-96
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	2-100
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	2-106
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	2-128
	10-2-4		歩道路盤工			2-184
	10-2-4		取合舗装路盤工			2-184
	10-2-4		路肩舗装路盤工			2-184
	10-2-4		歩道舗装工			2-184
	10-2-4		取合舗装工			2-184
	10-2-4		路肩舗装工			2-184
	10-2-4		表層工			2-184
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-2-5-5		集水桝（街渠桝）・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29側溝工（暗渠工）	2-53
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29側溝工（場所打水路工）	2-53
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2-185
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		2-185
				ラバーシュー		2-185
				アンカーボルト		2-185
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		2-185
		2	大型標識工	標識柱工		2-185

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			2-186
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		2-186
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		2-186
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	2-139
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			2-187
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	2-146
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-148
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	2-57
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-57
	10-3-6-8		橋台躯体工			2-188
第7節 R C 橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	2-57
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-57
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	2-58
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		2-189
				重力式		2-189
				半重力式		2-189
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		2-190
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	2-57
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	2-57
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-57
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	2-58
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I 型・T 型		2-190
		2	橋脚フーチング工	門型		2-191
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I 型・T 型		2-191
		2	橋脚架設工	門型		2-191
	10-3-8-11		現場継手工			2-191

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	2-55
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	2-43
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	2-158
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	2-59
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-153
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	2-51
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	2-152
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	2-150
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	2-37
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				かご枠	3-2-3-27羽口工	2-52
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	2-58
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-154
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	2-140
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	2-145
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-145
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	2-146
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	2-147
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-146
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			2-192
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	2-140
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	2-146
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-148
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエクシジョン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	10-4-5-9		架設工（トラベラー クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		2-192
		2	支承工	ゴム支承		2-192
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	2-157
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	10-4-8-3		落橋防止装置工			2-193
	10-4-8-5		地覆工			2-193
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			2-193
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			2-193
	10-4-8-8		検査路工			2-193
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	2-56
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	2-56
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I 型	10-3-8-9橋脚フーチング工	2-190
				T 型	10-3-8-9橋脚フーチング工	2-190
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	2-147
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-146
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-145
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	2-145
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-148
第5節 P C 橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	2-46
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	2-46
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	2-47
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	2-47
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-47
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	2-150
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	2-150
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-157

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		2-194
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	2-149
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	2-157
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	2-48
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	2-48
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	2-48
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	2-48
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	2-48
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	2-150
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押出し箱桁製作工	2-49
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	2-150
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-193
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-193
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-193
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-193
第6章 トンネル（N A T M）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			2-194
	10-6-4-4		ロックボルト工			2-194
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			2-195
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	2-195
	10-6-5-5		床版コンクリート工			2-195
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			2-196
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29側溝工（暗渠工）	2-53
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			2-196

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			2-197
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	2-148
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			2-198
	10-11-6-4		カラー継手工			2-198
	10-11-6-5	1	防水工	防水		2-198
		2	防水工	防水保護工		2-198
		3	防水工	防水壁		2-199
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			2-199
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		2-199
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		2-200
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	2-198
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			2-200
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	2-199
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	2-200
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-130
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	2-130
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			2-201
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-130
	10-14-4-7		路上再生工			2-201
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	2-53
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	2-185
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	2-186
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	2-186
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-154

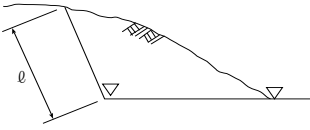
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 石・ブロック積 (張) 工	10-14-11-3		コンクリートブロッ ク工		3-2-5-3コンクリートブロッ ク工	2-58
	10-14-11-4		石積(張) 工		3-2-5-5石積(張) 工	2-59
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	2-182
	10-14-12-5		プレキャストカル バート工		3-2-3-28プレキャストカル バート工	2-52
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-150
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-152
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-153
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-153
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-193
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-193
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-193
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-193
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装 工		3-2-3-11コンクリート面塗 装工	2-45
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			2-202
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作 工	2-146
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	2-130
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	2-130
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ 工	2-201
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	2-130
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	2-201
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	2-126
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	2-53
	10-16-6-5		集水桝・マンホール 工		3-2-3-30集水桝工	2-54
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29側溝工(暗渠工)	2-53
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29側溝工(場所打水路工)	2-53
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	2-53
第7節 縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	2-43
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	2-44
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	2-44
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	2-44
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	2-43
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	2-185
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	2-45
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	2-45

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	2-186
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	2-186
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	2-40
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	2-154
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	2-154
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	2-58
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	2-59
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	2-182
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	2-52
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	2-150
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	2-152
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	2-153
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	2-153
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	2-52
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	2-52
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	2-182
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	2-182
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	2-183
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	2-183
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	2-202
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	2-192
	10-16-21-4		P C 橋支承工		10-4-5-10支承工	2-192
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	2-50
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	2-193
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	2-193
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	2-193
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	2-193
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	2-193
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	2-54
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	2-45

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長ℓ	ℓ<5m	-200		
							ℓ≧5m	法長-4%		

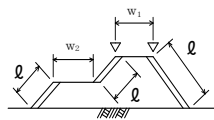
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			

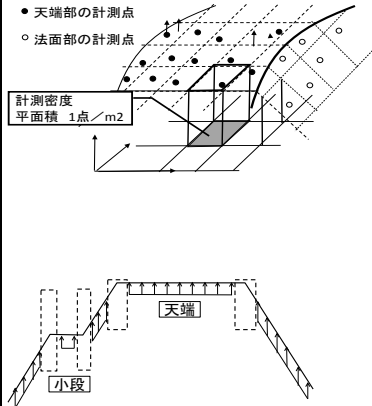
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2	
						平場	標高較差	±50	±300				
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300				
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3	
						法長ℓ	ℓ<5m	－100					
							ℓ≥5m	法長－2%					
						幅 w ₁ , w ₂		－100					

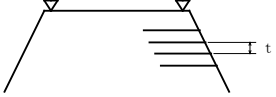
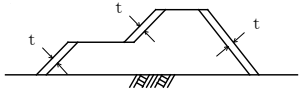
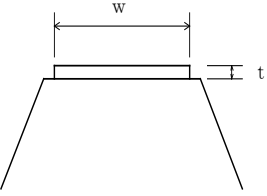
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						

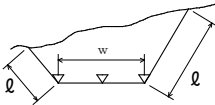
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		－50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4
						厚 さ t		－50			
						控 え 長 さ		設計値以上			
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t		※－30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
1 共通 編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	－25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	－50			
						幅 w		－100			

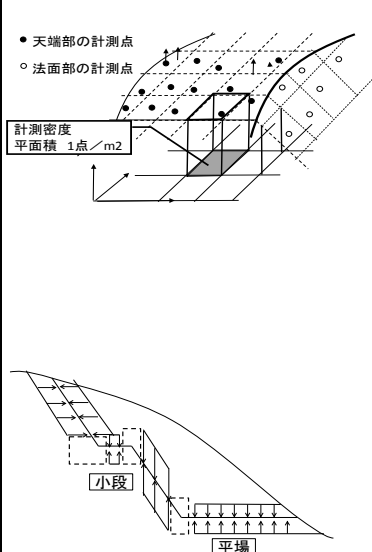
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ<5m	-200			
							ℓ≧5m	法長-4%			
						幅 w		-100			

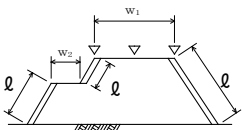
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			

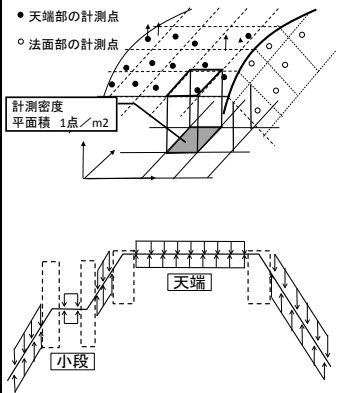
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ<5m	−100			
							ℓ≧5m	法長−2%			
						幅 w ₁ , w ₂		−100			

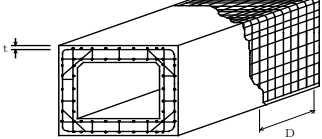
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			

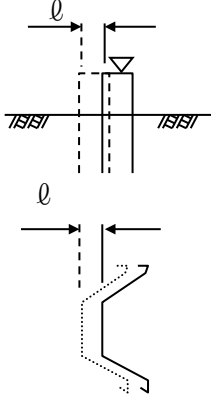
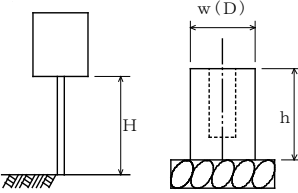
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（P C 橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
						かぶり t	± φ かつ 最小かぶり 以上			

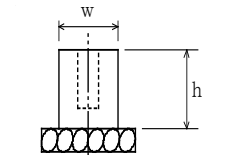
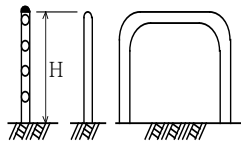
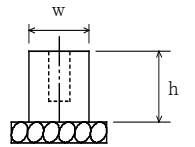
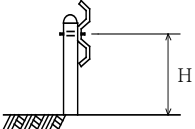
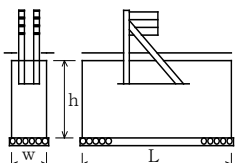
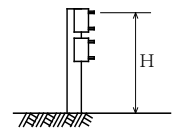
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4		
						根 入 長		設計値以上					
						変 位 l		100					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L		－200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	1ヶ所／1基		3-2-3-6		
						基礎	幅 w (D)	－30	基礎1基毎				
							高さ h	－30					
							根入れ長	設計値以上					

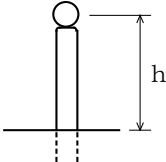
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7
							高 さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	1ヶ所／1施工箇所		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。		3-2-3-8
							高 さ h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	1ヶ所／1施工箇所		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所／1基礎毎		3-2-3-8
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1ヶ所／1施工箇所		

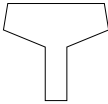
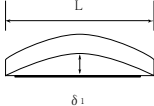
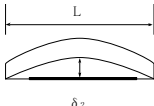
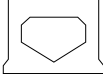
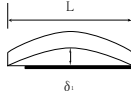
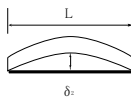
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

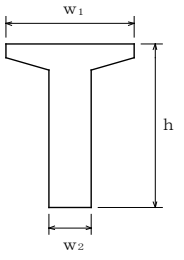
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そり δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			

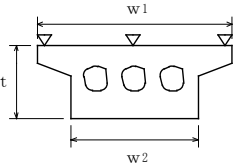
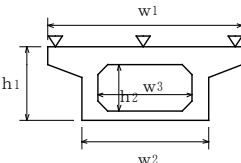
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	$+10$ -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	± 5			
						高 さ h	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ ：支間長（m）		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$			
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$			

単位：mm

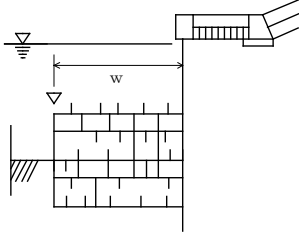
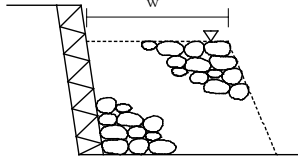
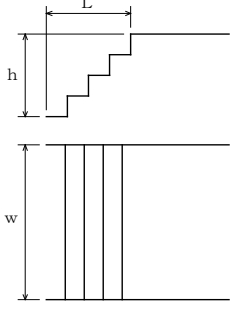
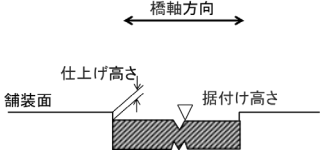
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	$-5 \sim +30$	ℓ ：桁長（m）	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。		3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$				
						内 空 幅 w_3	± 5				
						高 さ h_1	$+10$ -5				
						内空高さ h_2	$+10$ -5				
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	± 100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1 施工箇所毎		3-2-3-17
							厚さ t	-20			
							幅 W_1, W_2	-20			
							延長 L_1, L_2	-200			
						乱積	基準高▽	$\pm t / 2$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		
							延長 L_1, L_2	$- t / 2$			

tは根固めブロックの高さ

t は根固めブロックの高さ

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

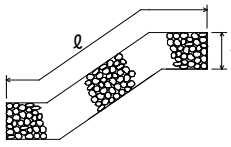
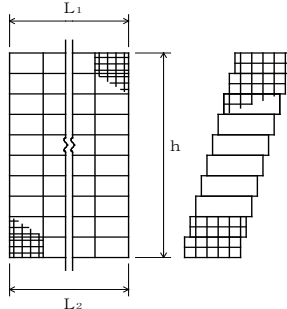
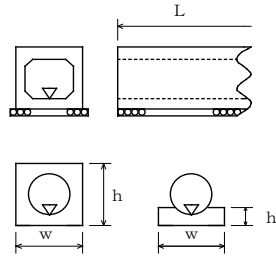
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	基 準 高 ∇	± 150	1組毎		3-2-3-18
						幅 w	± 300			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	基 準 高 ∇	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 w	-30	1回／1施工箇所		3-2-3-22
						高 さ h	-30			
						長 さ L	-30			
						段 数	± 0 段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
						表 面 の 凹 凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向 間隔W ₁		±2			
						歯咬み合い部の横方向 間隔W ₂		±5			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸		3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高	▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						法	長 ℓ	-200			
						延	長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法	長 ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						厚	さ t	-0.2 t			
						延	長 L	-200			

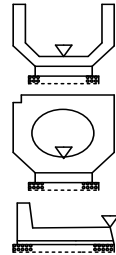
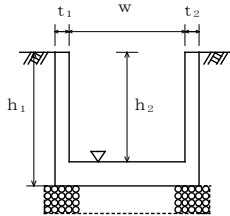
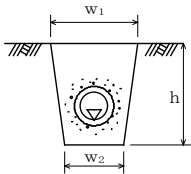
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚 さ t		-50			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						延 長 L_1, L_2		-200			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
						※幅 w		-50			
						※高 さ h		-30			
						延 長 L		-200			
									1 施工箇所毎		

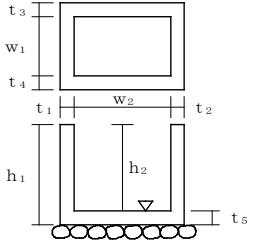
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延 長 L	－200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ∇	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚 さ t_1, t_2	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h_1, h_2	－30			
						延 長 L	－200	1施工箇所毎		
	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	－50			
						深 さ h	－30			
						延 長 L	－200	1施工箇所毎 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

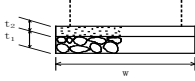
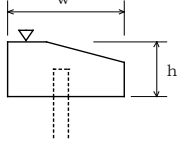
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水枡工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		3-2-3-31

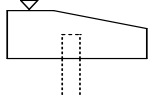
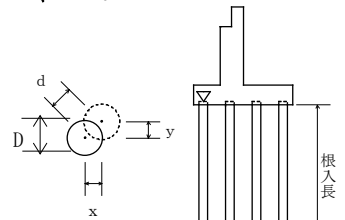
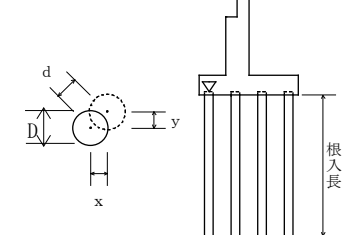
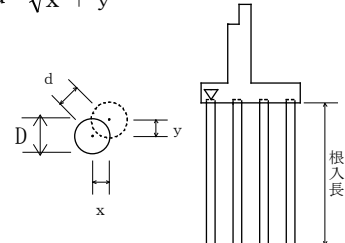
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

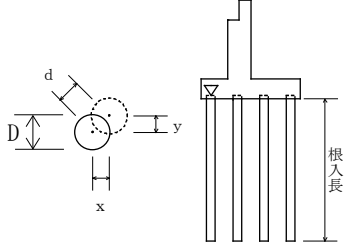
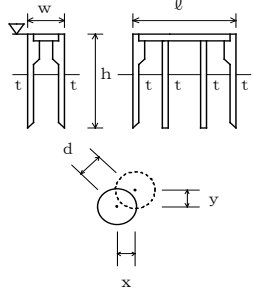
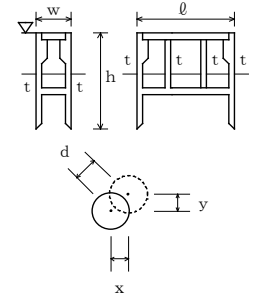
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延 長 L	－200			
	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計径（公称径） －30以上			

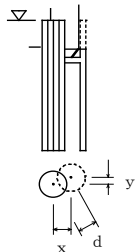
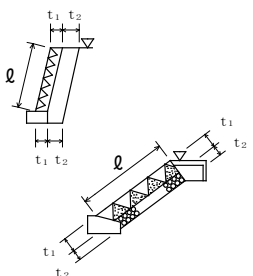
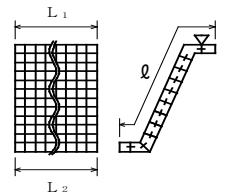
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300以内			

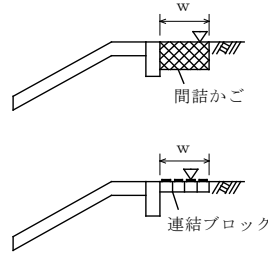
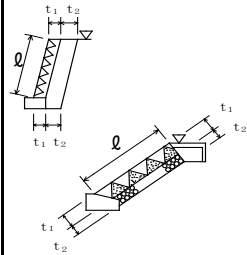
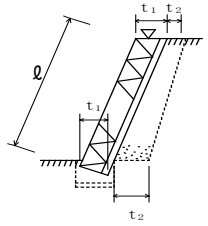
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長ℓ	ℓ<3m			
							ℓ≥3m			
						厚さ（ブロック積張） t ₁	－50			
						厚さ（裏込） t ₂	－50			
						延 長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法 長 ℓ	－100			
						延長 L ₁ , L ₂	－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅 w		－100			
						延 長 L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
						法長ℓ	ℓ<3m	－50			
							ℓ≥3m	－100			
						厚さ（ブロック） t ₁		－50			
						厚さ（裏込） t ₂		－50			
						延 長 L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
						法長ℓ	ℓ<3m	－50			
							ℓ≥3m	－100			
						厚さ（石積・張） t ₁		－50			
						厚さ（裏込） t ₂		－50			
						延 長 L		－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは各車線100m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長40m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	－	－			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	－	－			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	－	－			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	－	－			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使	3-2-6-7
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	－	－			
						平 坦 性	－		3m ² ロイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平 坦 性	—	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40 m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線100m毎に1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40 m 毎に 1 ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
中規模 以上		小規模 以下		中規模 以上		小規模 以下							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取もしくは掘り起こして測定。ただし、 幅は設計図書の測点によらず延長40m以下 の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層および表 層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模 は小さいものの、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一工種の施工が 数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を 与える恐れのある場合は、他の方法によるこ うができる。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長40m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長40m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－25	－25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	－25	－25	－	－			
						平 坦 性	－		3m ² プロファイルター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平 坦 性	—		3m ⁷ プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安 定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取もしくは掘り起こして測定。ただ し、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長40m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-9
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長40m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－25	－25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	－25	－25	－	－			
						平 坦 性	－		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き)				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					(面管理の場合)	平 坦 性	—	3m ⁷ °プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長100m毎に1ヶ所掘り 起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長40m以下の間隔で測定することが できる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10			
							t ≥ 15cm	－45	－15			
						幅	－100		—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 －70	+50 －10	1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10		
							t ≥ 15cm	±90	+50 －15					
						厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	+90 －70	+50 －10					
							t ≥ 15cm	±90	+50 －15					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	－9		－3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長100m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	－25		－			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは 標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
					(面管理の場合)							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長40m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工	厚さあるいは は標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11
					(加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)								

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長40m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	4	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡毎に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3m ² ロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ) 1.75mm以 下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8	1． 3次元データによる出来形管理に において「地上型レーザースキャナーを を用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長40m以下の間隔で測定することがで きる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値(X ₁₀)について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領 (舗装工事編) (案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値（X ₁₀ ）について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後 各車線100m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に3ヶ所以上 測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割 で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1 mの線上、全延長とする。なお、ス リップフォーム工法の場合は、厚さ管 理に関し、打設前に各車線の中心付近 で各車線100m毎に水糸又はレベルに より1 測線当たり横断方向に3ヶ所以 上路盤の基準高を測定し、測定打設後 に各車線100m毎に両側の版端を測定す る。ただし、幅は設計図書の測点によ らず延長40m以下の間隔で測定するこ とができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		－				
						平 坦 性	－		コンクリート の硬化後 3mプロフィール メーターにより 機械舗設の 場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場 合(σ)3mm以下				
						目地段差			±2				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-22	-3.5		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						平 坦 性	—	コンクリート の硬化後 3mプロファイル により機械舗 設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場 合(σ)3mm以下					
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値（X ₁₀ ）について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	－50		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1． 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント(石灰・瀝 青)安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取もしくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長40m以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値(X10)について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント（石灰・瀝 青）安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長40m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値(X ₁₀)について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（舗装工事編）（案）」または「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形 管理要領（舗装工事編）（案）」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付 後各車線100m毎に水系又はレベルに より1測線当たり横断方向に3ヶ所以 上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の 割で測定、平坦性は各車線毎に版縁か ら1mの線上、全延長とする。ただ し、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができ る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値（X ₁₀ ）について満足し なければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	－35		－				
						平 坦 性	－		転圧コンク リートの硬化 後、3mプロ フィルメー ターにより (σ)2.4mm以 下。				
						目地段差	±2						
							隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。				コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」に基 づき出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平 坦 性	—		転圧コンク リートの硬化 後、3mプロファイル メータにより (σ)2.4mm以下				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X ₁₀ ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-13
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値(X ₁₀)について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。		3-2-6-13
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。		3-2-6-13
						幅	－25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14
						幅	－50		—				

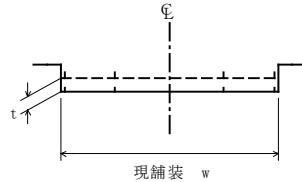
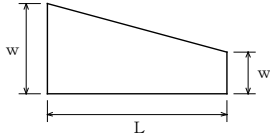
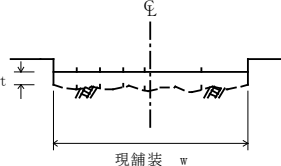
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。		3-2-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。		3-2-6-14
						幅	－25		－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15		路面切削工	厚 さ t	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準 高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその 中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工 箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えるこ とができる。 測定方法は自動横断測定法によるこ とができる。		3-2-6-15
						幅 w	－25	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路 盤 工	幅 w	－50	各層毎1ヶ所／1施工箇所		3-2-6-16
							延長L	－100			
							厚さ t	該当工種			
						舗 設 工	幅 w	－25			
							延長L	－100			
							厚さ t	該当工種			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17		オーバーレイ工	厚 さ t	－9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレ イ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその 中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工 箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えるこ とができる。		3-2-6-17	
						幅 w	－25				
						延 長 L	－100				
						平 坦 性	—				3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下

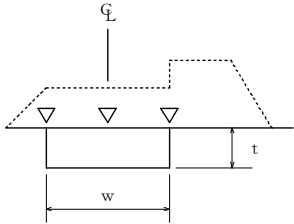
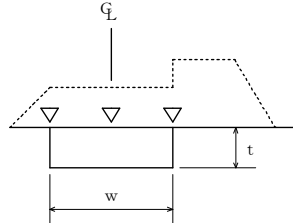
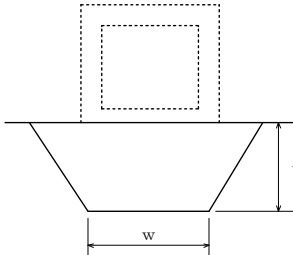
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平 坦 性	—	3m ² プロファイルカー(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

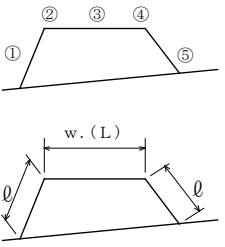
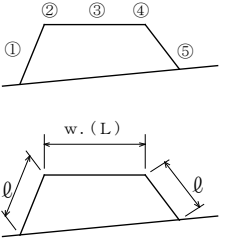
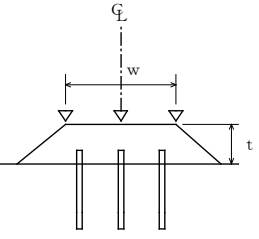
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	 	3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

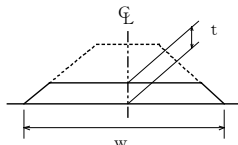
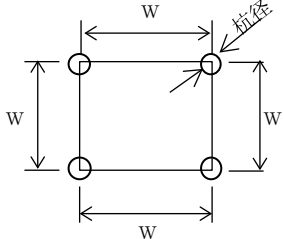
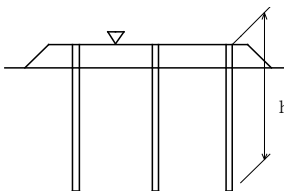
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

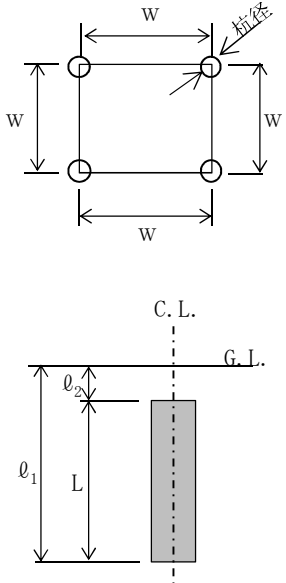
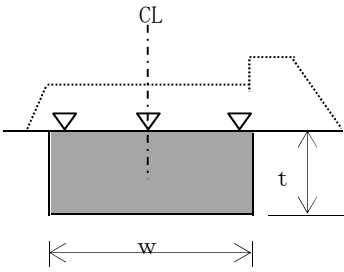
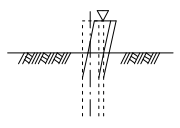
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6	
						幅 w	－100				
						延 長 L	－200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8	
						杭 径 D	設計値以上				
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打 込 長 さ h	設計値以上	全本数			
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。			

※余長は、適用除外

※余長は、適用除外

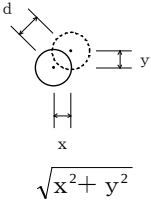
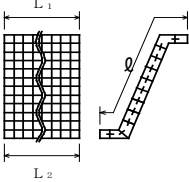
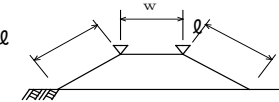
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D／4以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上			
								全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良端天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来 形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理 要領(表層安定処理等・中層地盤改良 工事編)(案)」による管理の場合 は、全体改良範囲図を用いて、施工厚 さt、幅w、延長Lを確認(実測は不 要)。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所。延長40 m(又は50m)以下のものは、1施工 箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						根 入 長	設計値以上			

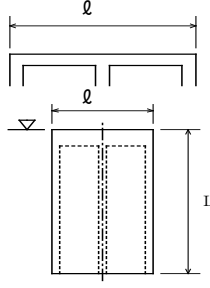
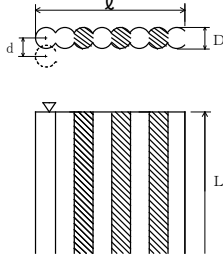
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配 置 誤 差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						延長 L_1 L_2	-200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 ℓ	-100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

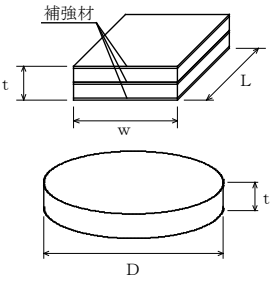
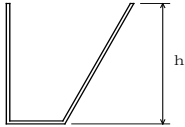
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9	
						連壁の長さ l		－50				
						変 位		300				
						壁 体 長 L		－200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D：杭径	
						連壁の長さ l		－50				
						変 位 d		D／4以内				
						壁 体 長 L		－200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 －0	製品全数を測定。		3-2-12-1
							中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								≦1000mm	1以下			
								センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								>1000mm	1.5以下			
					次頁に続く							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

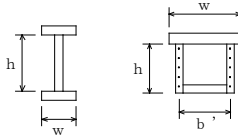
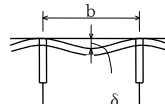
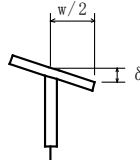
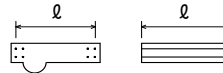
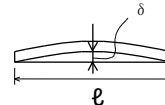
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鑄造費（金属支承工）	アンカー ボルト用孔 （鑄放し）	孔の 直 径	≦100mm	+3 -1	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-2-12-1
								>100mm	+4 -2			
							孔の中心距離		JIS B 0403 CT13			
						センタ－ ボス	ボ ス の 直 径		+0 -1			
							ボ ス の 高 さ		+1 -0			
						上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法			JIS B 0403 CT13			
						全移動量 ℓ	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ>300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上, 下面加工仕上げ		±3			
							コン ク リ ー ト 構造用	H≦300mm	±3			
								H>300mm	(H／200＋3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)		JIS B 0403 CT14			
							鑄放し肉厚寸法 ※1)		JIS B 0403 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417 B級			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長さ L 直径 D	w, L, D ≤ 500	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差		3-2-12-1
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%			
							1500 < w, L, D	0～+15			
							厚さ t	t ≤ 20mm			
						20 < t ≤ 160		±2.5%			
						160 < t		±4			
						平面度	w, L, D ≤ 1000mm	1			
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h（m）		±2… h ≤ 0.5 ±3… 0.5 < h ≤ 1.0 ±4… 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
						外周長 L（m）		±(10+L / 10)			

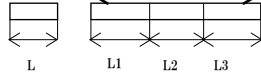
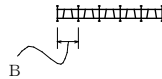
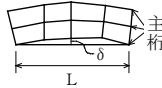
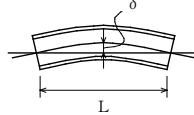
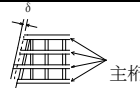
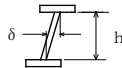
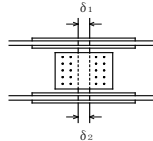
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
									鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)		$\pm 2 \cdots \cdots \quad w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots \quad 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots \quad 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots \cdots \quad 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		 I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h / 250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		3-2-12-3	
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$				3-2-12-3
								フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$				3-2-12-3
							部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \quad \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \quad \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3	
								トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots \quad \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \quad \ell > 10$				
							圧縮材の曲がり δ (mm)		$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		3-2-12-3
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ，圧縮材の曲り δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。													

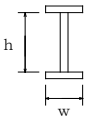
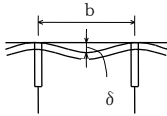
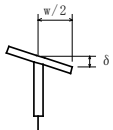
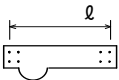
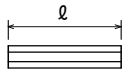
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (10+L/10) ± (10+L _n /10)	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の中心 間距離 B (m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
							主構の組立高さ h (m)	±5…… h≤5 ±(2.5+h/2) …… h>5	—	両端部及び中心部 を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25…… L>100	最も外側の主桁又は主構について支点 及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5…… L≤20 -5～+10…… 20<L≤40 -5～+15…… 40<L≤80 -5～+25…… 80<L≤200	各主桁について10 ～12 m 間 隔 を 測 定。 L：主桁の 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		3-2-12-3
							主桁、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測 定。			3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直 度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を 測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-2-12-3
							現場継手部のすき 間 δ 1, δ 2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1、δ 2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、す き間の許容範囲の下限値を0mmとす る。（例：設計値が3mmの場合、すき 間の許容範囲は0mm～8mm）			3-2-12-3
							※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。					

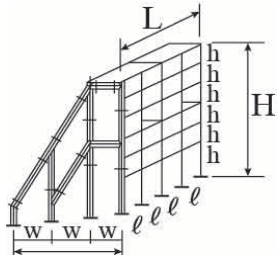
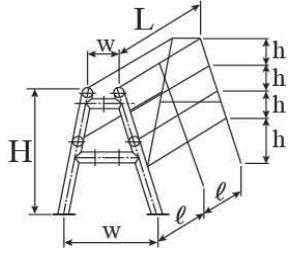
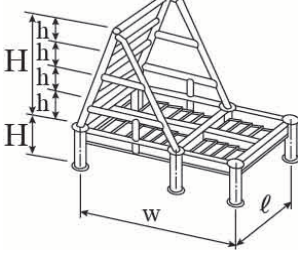
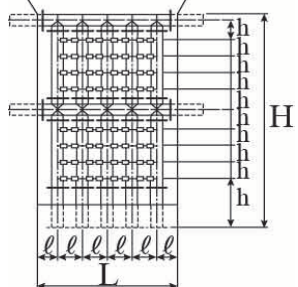
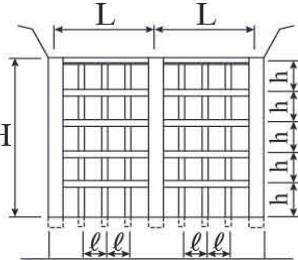
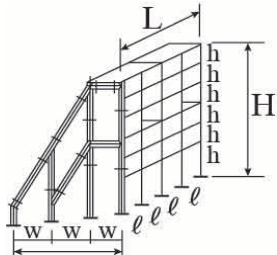
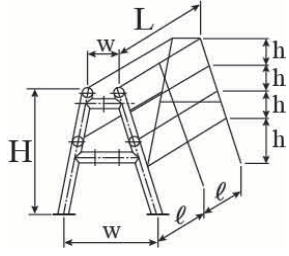
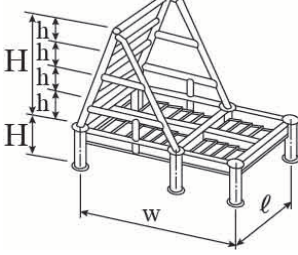
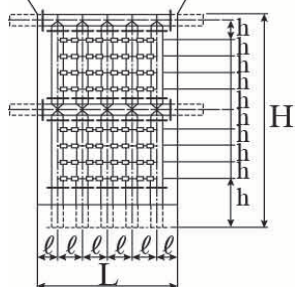
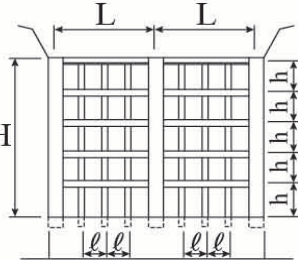
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)		$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots \cdots 2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-3					
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板	$h / 250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)							
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$								
							フランジの直角度 δ (mm)		$w / 200$								
							部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	主要部材全数を測定。	 						
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ ，フランジの直角度 δ 」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定。     	    	3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H／500			
					次頁に続く					

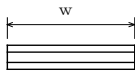
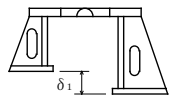
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工（仮組立時）)				3-2-12-3	

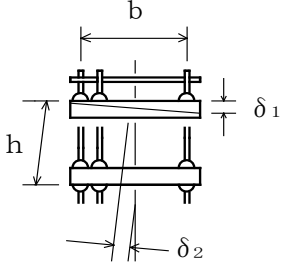
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～+30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ 1（mm）	設 計 値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い δ 2（mm）	±2			

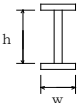
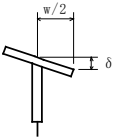
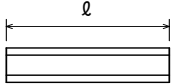
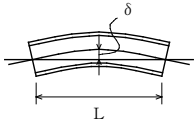
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
							高 さ h (mm)	± 5			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-9
						部材 フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮組立時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-2-12-9
						部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工					

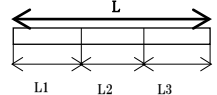
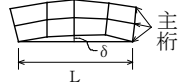
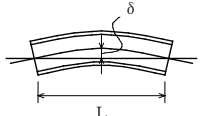
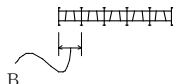
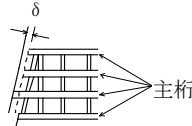
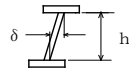
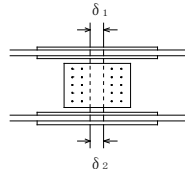
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m²とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L （m） 支間長 L _n （m）	± (20+L／5) ± (20+L _n ／5)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合  L 多径間の場合  L L1 L2 L3	3-2-13
						通 り δ （mm）	± (10+2L／5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ （mm）	± (25+L／2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4…… B≦2 ± (3+B／2) …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ （mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ （mm）	3+h／1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工（固定） （移動） 架設桁架設（片持架設） （押出し架設）	全 長・支 間		—	各桁毎に全数測定。		3-2-13			
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。					
						そ り		—	主桁を全数測定。					
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2			
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長の－4%						
						盛土法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	－100						
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長の－2%						
						延 長 L		－200						

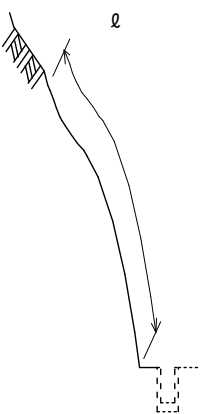
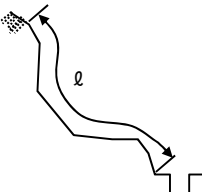
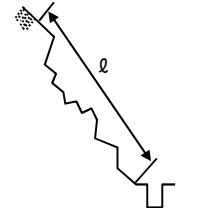
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンブリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の－4%			
						厚 さ t	t <5cm	－10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≥5cm	－20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
延 長 L		－200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンブリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								

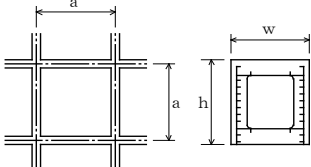
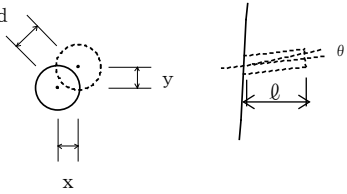
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							$t \geq 5\text{cm}$	-20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
延長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								

出来形管理基準及び規格値

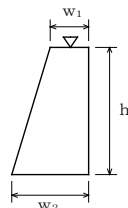
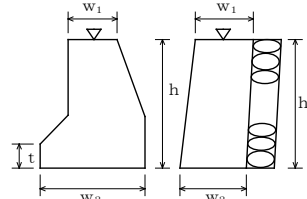
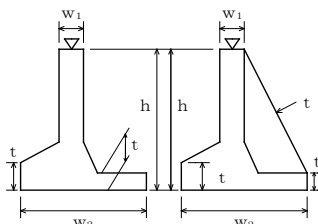
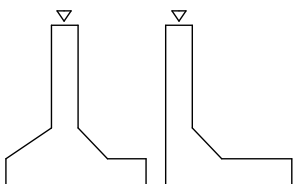
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅 w		-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高 さ h		-30			
						枠中心間隔 a		± 100			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		± 2.5 度			

出来形管理基準及び規格値

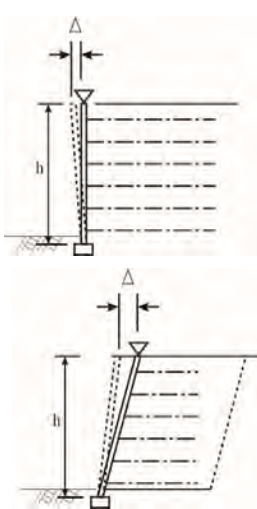
$$d = \sqrt{x^2 + y^2}$$

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1
						厚 さ t		-20			
						裏 込 厚 さ		-50			
						幅 w1, w2		-30			
						高さ h	h < 3m	-50			
							h ≥ 3m	-100			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		

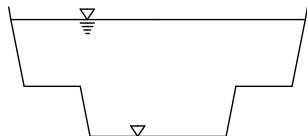
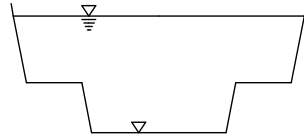
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事 共通編	2 共通的 工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	
						高さ h	h < 3m	-50				
							h ≥ 3m	-100				
						鉛 直 度 △		±0.03 h かつ ±300以内				
						控 え 長 さ		設計値以上				
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎
						3 土木工事 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4			井桁ブロック工
法長 ℓ	ℓ < 3 m	-50										
	ℓ ≥ 3 m	-100										
厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃		-50										
延 長 L ₁ , L ₂		-200	1 施工箇所毎									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準 高▽	電 気 船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
								500ps	－1000～＋200				
								1000ps	－1200～＋200				
							デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	－800～＋200				
								420ps 600ps	－1000～＋200				
								1350ps	－1200～＋200				
							幅						－200
							延 長						－200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽			＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
						幅			－200				
						延 長			－200				

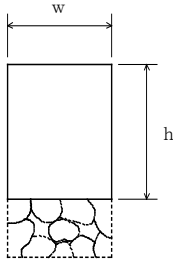
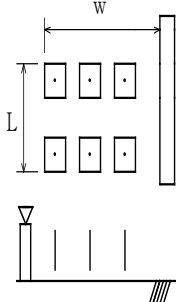
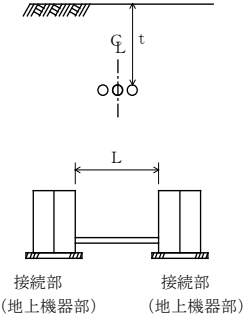
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

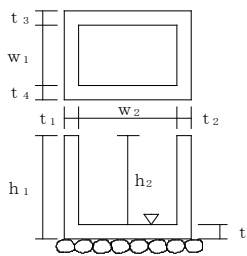
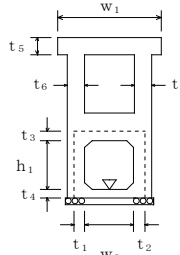
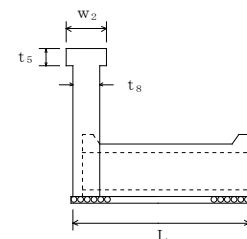
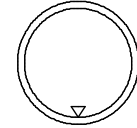
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3． 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3	
						標高較差	0以下	+400以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20		基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に 1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2	
						幅 w	0～+30					
						厚 さ t	－10～+20					
						鉄筋のかぶり	設計値以上		1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。			
						鉄筋の有効高さ	±10					
						鉄 筋 間 隔	±20		1 径間当たり 3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。			
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

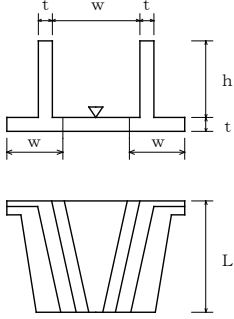
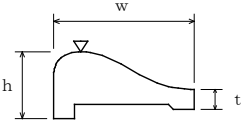
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	－30			6-1-7-4
						高 さ h	－30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 ▽	±50	1組毎		6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	－200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延 長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20			
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	 	6-3-5-6
						厚さ t ₁ ～t ₈	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	－30			
						内空幅 w ₃	－30			
						内空高 h ₁	±30			
						延 長 L	－200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル铸铁管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6
						延 長 L	－200	1 施工箇所毎		

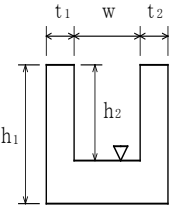
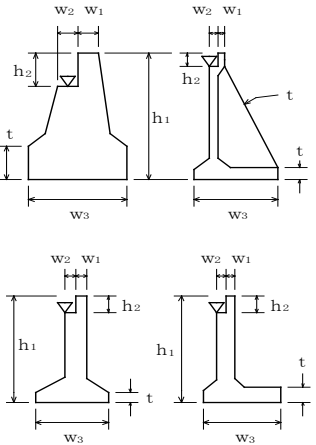
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 樋 門 ・ 樋 管 本 体 工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河 川 編	4 水 門	6 水 門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河 川 編	5 堰	6 可 動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河 川 編	5 堰	7 固 定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						堰 長 L	L < 20m	－50		
							L ≥ 20m	－100		

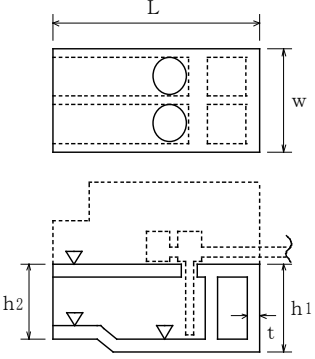
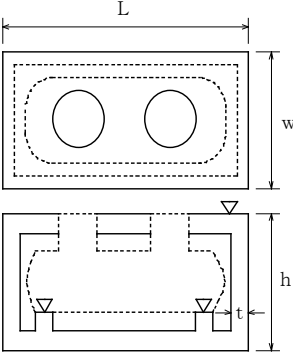
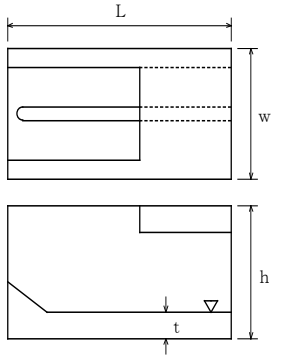
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			

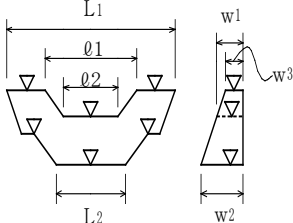
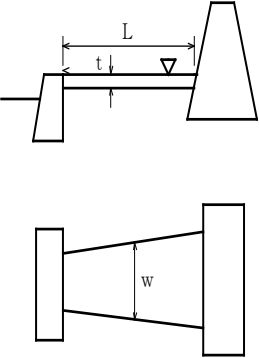
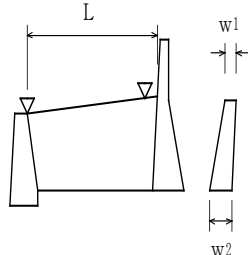
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

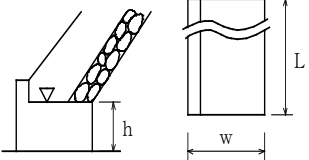
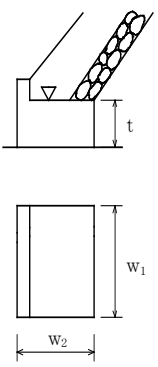
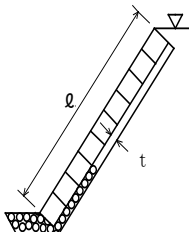
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河 川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h ₁ , h ₂	±30			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	6 排 水 機 場	4 機 場 本 体 工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
6 河 川 編	6 排 水 機 場	5 沈 砂 池 工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

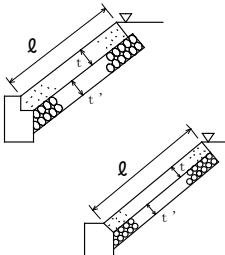
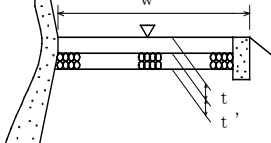
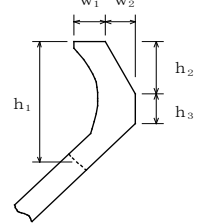
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6
						天 端 幅 w_1, w_3	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	± 50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5
						幅 w		－30			
						高 さ h		－30			
						延 長 L		－200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6
						ブロック厚 t		－20			
						ブロック縦幅 w ₁		－20			
						ブロック横幅 w ₂		－20			
						延 長 L		－200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4
						法長ℓ	ℓ<5m	－100			
							ℓ≥5m	ℓ×（－2％）			
						厚 さ t		－50			
						延 長 L		－200			

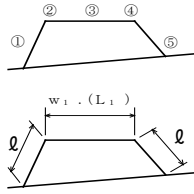
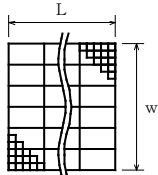
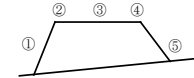
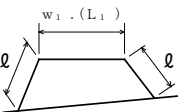
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$			
							$\ell \geq 3\text{m}$			
						厚さ t	$t < 100$			
							$t \geq 100$			
						裏 込 材 厚 t'	-50			
						延 長 L	-200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2
						幅 w	-50			
						厚 さ t	-10			
						基 礎 厚 t'	-45			
						延 長 L	-200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3
						幅 w_1, w_2	-30			
						高さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50			
						高さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100			
						延 長 L	-200			

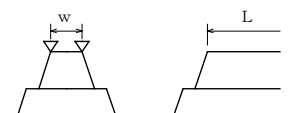
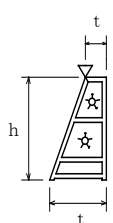
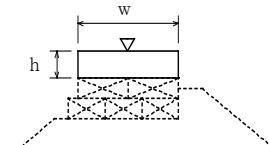
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準 高 ▽	本 均 し		±50	施工延長10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-2-4-4		
							表 面 均 し		±100					
							荒 均し	異形ブロック据付面 (乱積) の 高さ	±500					
								異形ブロック据付面 (乱積) 以 外の高さ	±300					
							被覆 均し	異形ブロック据付面 (乱積) の 高さ	±500					
								異形ブロック据付面 (乱積) 以 外の高さ	±300					
							法 長 ℓ		－100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき 1 ヶ所、延長40 m （又は50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2 ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。	
							天 端 幅 w ₁		－100					
						天 端 延 長 L ₁		－200						
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w		－300	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき 1 ヶ所、延長40m（又 は50m）以下のものは 1 施工箇所につ き 2 ヶ所。		7-2-4-5			
						延 長 L		－500						
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ		±500	施工延長10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-2-5-2		
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外 の高さ		±300					
						法 長 ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき 1 ヶ所、延長40 m （又は50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2 ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。					
						天 端 幅 w ₁		－100						
						天 端 延 長 L ₁		－200						

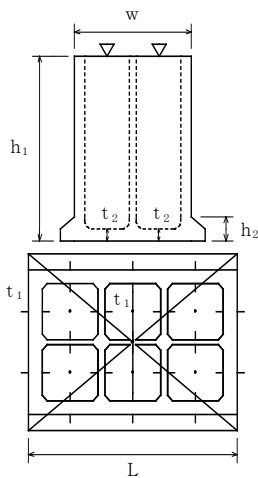
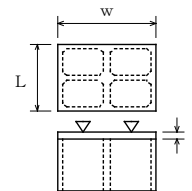
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河 川 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 突 堤 本 体 工	5		海 岸 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工	基 準 高 ▽	(層積) ブ ロ ッ ク 規 格 26 t 未 満	±300	施 工 延 長 40m（測 点 間 隔 25mの 場 合 は 50m）につ き 1ヶ所、延 長 40m（又 は 50m）以 下 の も の は 1施 工 箇 所 につ き 2ヶ所。延 長 は、セ ン タ ー ラ イ ン で 行 う。		7-2-5-5
							(層積) ブ ロ ッ ク 規 格 26 t 以 上	±500			
							(乱 積)	±ブロックの高さ の1/2			
						天 端 幅 w		ーブロックの高さ の1/2			
						天 端 延 長 L		ーブロックの高さ の1/2			
7 河 川 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 突 堤 本 体 工	9		石 砕 工	基 準 高 ▽		±50	施 工 延 長 40m（測 点 間 隔 25mの 場 合 は 50m）につ き 1ヶ所、延 長 40m（又 は 50m）以 下 の も の は 1施 工 箇 所 につ き 2ヶ所。		7-2-5-9
						厚 さ t		－50			
						高 さ h	h < 3m	－50			
							h ≥ 3m	－100			
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎		
7 河 川 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 突 堤 本 体 工	10		場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工	基 準 高 ▽		±30	施 工 延 長 40m（測 点 間 隔 25mの 場 合 は 50m）につ き 1ヶ所、延 長 40m（又 は 50m）以 下 の も の は 1施 工 箇 所 につ き 2ヶ所。		7-2-5-10
						幅 w		－30			
						高 さ h		－30			
						延 長 L		－200			

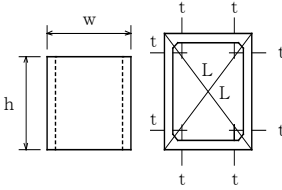
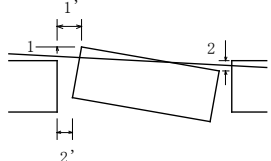
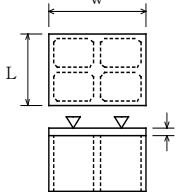
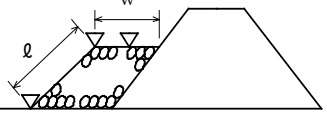
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高▽	砕 石 、 砂	±100	各室中央部 1 ヶ所		7-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁 厚 t ₁		±10	底版完成時、各壁 1 ヶ所		
						幅 w		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高 さ h ₁		+30, -10	完成時、四隅		
						長 さ L		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t ₂		+30, -10	底版完成時、各室中央部 1 ヶ所		
						フーチング高さ h ₂		+30, -10	底版完成時、四隅		
						7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11		
ケーソン重量2000 t 以上 ±150											
据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t 未満 100以下	据付完了後、天端 2 ヶ所									
	ケーソン重量2000 t 以上 200以下										
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高▽	陸 上	±30	1 室につき 1 ヶ所 (中心)		7-2-5-11
							水 中	±50			
						厚 さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長 さ L		±30			

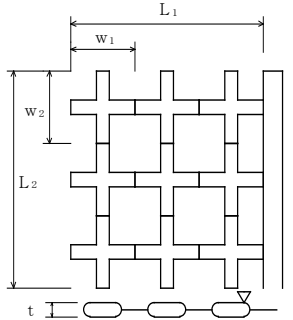
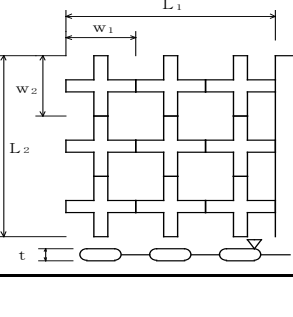
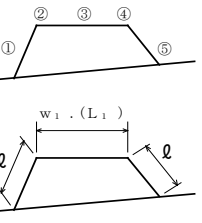
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t		±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
						幅 w		+20, -10			
						高 さ h		+20, -10			
						長 さ L		+20, -10			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2		±50	据付後ブロック1個に2ヶ所（各段 毎）		7-2-5-12
						隣接ブロックと の間隔1'、2'		50以下			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所（中心）		7-2-5-12
							水 中	±50			
						厚 さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長 さ L		±30			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	6 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブ ^ロ ック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。 幅は施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1ヶ所、延長40m （又は50m）以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。		7-2-6-2
							異形ブ ^ロ ック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300			
						法 長 ℓ		-100			
						天 端 幅 w		-100			
						天 端 延 長 L		-200			

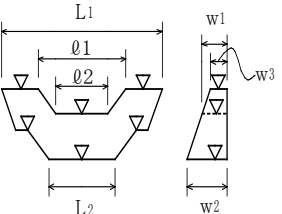
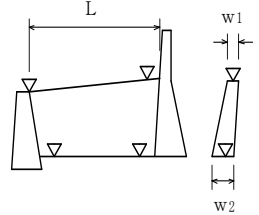
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-6-3									
							乱 積	± t / 2												
						厚 さ t		－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。											
						幅 w ₁ w ₂	層 積	－20												
							乱 積	－ t / 2												
						延長 L ₁ L ₂	層 積	－200	1 施工箇所毎											
							乱 積	－ t / 2												
						7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3				消波ブロック工	基準 高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-7-3	
乱 積	± t / 2																			
厚 さ t		－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。																	
幅 w ₁ , w ₂		－20																		
延長 L ₁ , L ₂		－200																		
7 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工					基準 高▽	本 均 し			±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-3-3-3			
														荒均し						異形ブロック付面(乱積)の高さ
											異形ブロック付面(乱積)以外の高さ									±300
						被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500												
							異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300												
						法 長 ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。											
						天 端 幅 w ₁		－100												
						天 端 延 長 L ₁		－200												

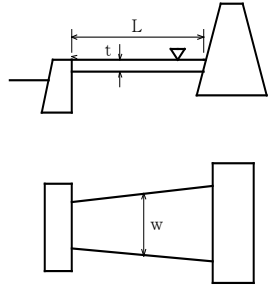
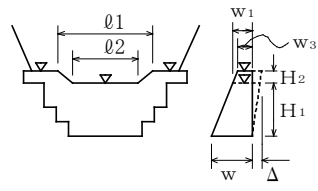
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇		± 30	図面の表示箇所で測定。		8-1-8-4
						天端部 堤 幅 w_1, w_3 w_2		-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2		± 50			
						堤 長 L_1, L_2		-100			
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇		± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
						幅 w_1, w_2		-30			
						長 さ L		-100			

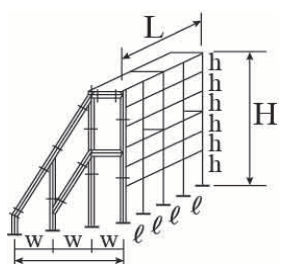
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基 準 高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	
						幅 w		－100				
						厚 さ t		－30				
						延 長 L		－100				
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水通し部	堤 高 ▽		±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長 さ ℓ ₁ , ℓ ₂		±100			
							幅 w ₁ , w ₃		±50			
							下流側倒れ △		±0.02H ₁			
						袖部	袖 高 ▽		±50			
							幅 w ₂		±50			
							下流側倒れ △		±0.02H ₂			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			
					次頁に続く					

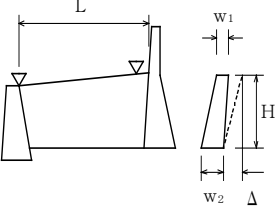
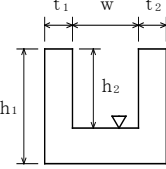
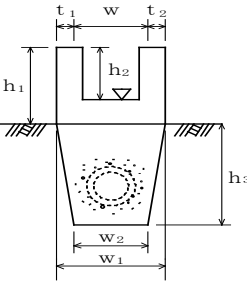
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)			 		8-1-9-5

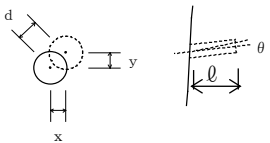
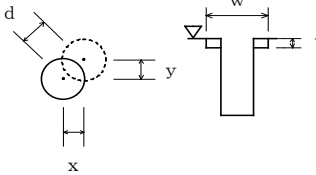
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鉄 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
						長 さ L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
						高さ h	$h < 3m$			
							$h \geq 3m$			
	2 流 路	5 床 固 め 工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						延 長 L	-200			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	-100			
						巻 立 て 幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	± 50	全数測定。		8-3-9-6
						偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内			

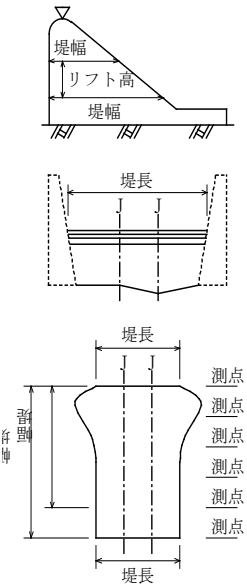
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	J：ジョイント	9-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	測点 測点 測点 測点	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	 J：ジョイント	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

出来形管理基準及び規格値

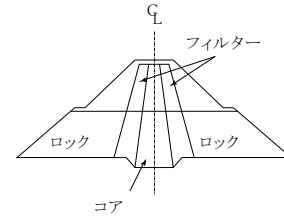
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

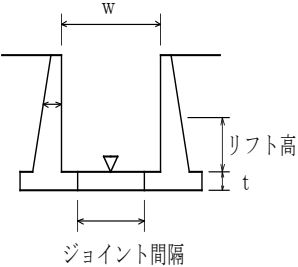
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		9-2-4-5
						外 側 境 界 線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外 側 境 界 線	-0, +2000			



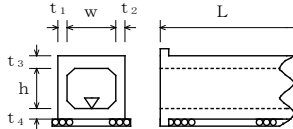
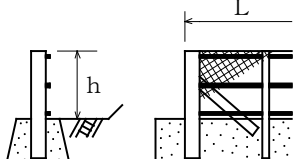
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回／1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リ フ ト 高 さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で 行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配 置 誤 差	100			

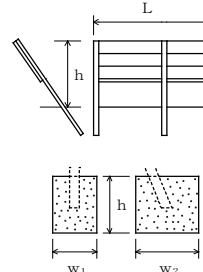
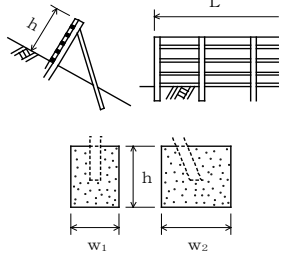
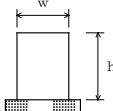
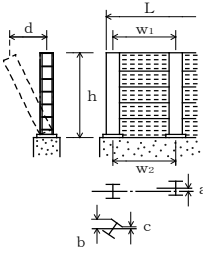
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6
						厚さ $t_1 \sim t_4$		-20			
						幅 (内法) w		-30			
						高 さ h		± 30			
						延長 L	$L < 20\text{m}$	-50			
							$L \geq 20\text{m}$	-100			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4
						延 長 L		-200			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ h		± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	6		防雪柵工	高 さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎		
							高 さ h	-30			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎1基毎		
							高 さ h	-30			
						アンカー 長 ℓ	打 込 み ℓ	-10%	全数		
							埋 込 み ℓ	-5%			
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4
						高 さ h		-30			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5
							ず れ a	10			
							ねじれ b - c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高 さ h		+30, -20	1 施工箇所毎		
						延 長 L		-200			

出来形管理基準及び規格値

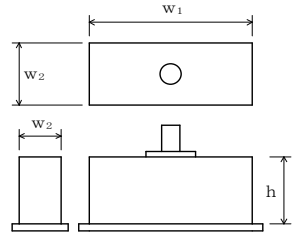
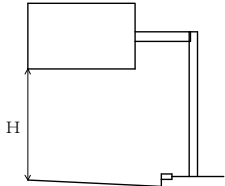
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						規 格 値		10個の測定値 の平均 ($\bar{X}_{10}$)				
						個々の測定値 (X)						
						中規模 以上	小規模 以下	中規模以上				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽		±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長100m毎に1ヶ所掘 り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 ($\bar{X}_{10}$) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						厚 さ	t < 15cm	−30	−10			
							t ≥ 15cm	−45	−15			
						幅		−100	—			
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ		−9	−3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で 測定。厚さは、片側延長100m 毎 に1ヶ所コアを採取して測定。		10-2-4
						幅		−25	—			

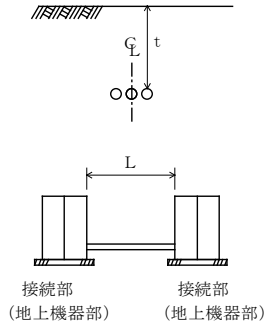
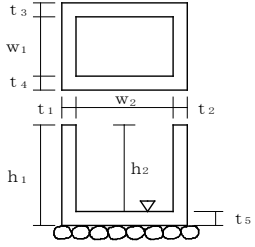
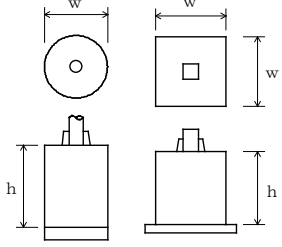
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

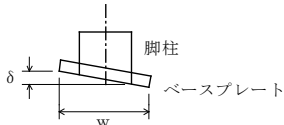
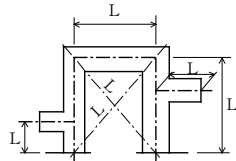
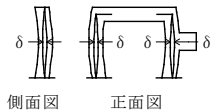
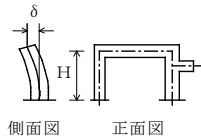
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基 準 高	± 20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	± 20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	± 30	1ヶ所／1踏掛版		
					（ラバーシュー）	各 部 の 長 さ	± 20	全数		
						厚 さ	—			
					（アンカーボルト）	中 心 の ず れ	± 20	全数		
						ア ン カ ー 長	± 20	全数		
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		10-2-9-4
						高 さ h	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		10-2-9-4

単位：mm

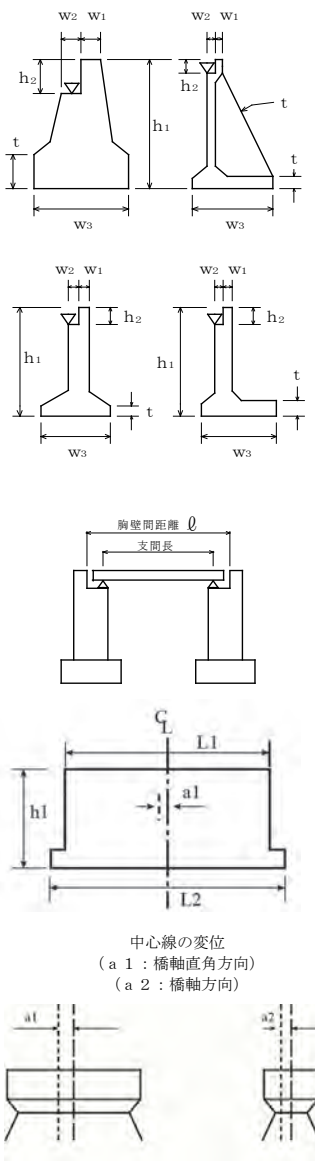
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6
						高 さ h	-30			

単位：mm

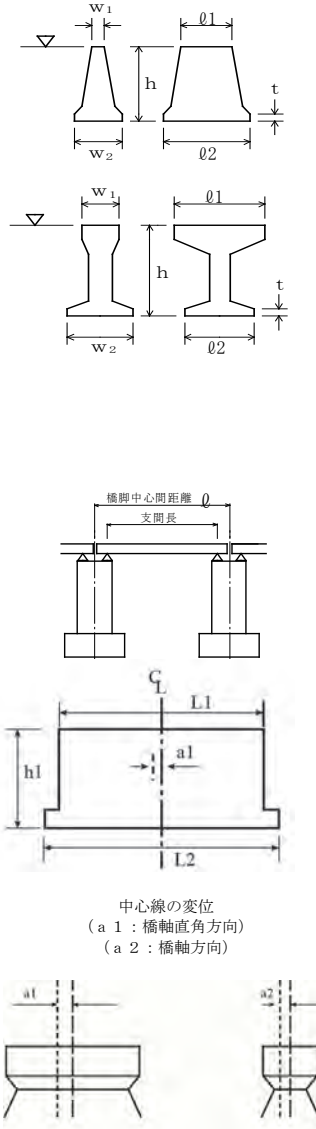
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材		脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w／500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮 組 立 時		柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5… L≤10m ±10… 10<L≤20m ±(10+(L-20)／10)… 20m<L	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
								はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L／1000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
								柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	10… H≤10 H… H>10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		10-3-3-3

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

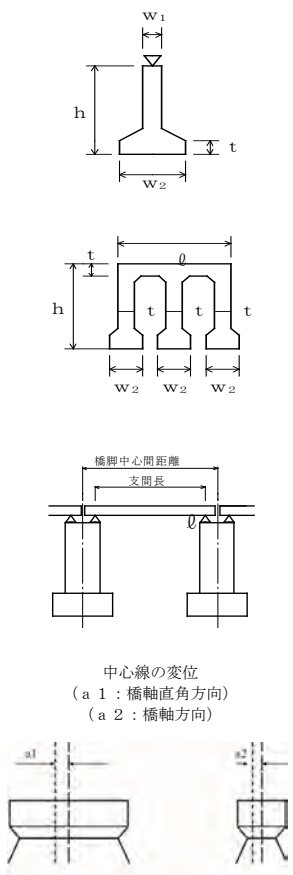
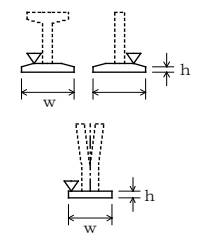
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	10-3-6-8
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10～-20		
							平面位置	± 20		
							アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。		10-3-7-9	
						厚 さ t		-20				
						天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)		-20				
						敷 幅 w ₂ (橋軸方向)		-50				
						高 さ h		-50				
						天 端 長 ℓ ₁		-50				
						敷 長 ℓ ₂		-50				
						橋脚中心間距離 ℓ		±30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位		±50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高					+10～-20
							平面位置					±20
							アンカーボルト孔の 鉛直度					1／50以下

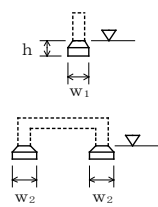
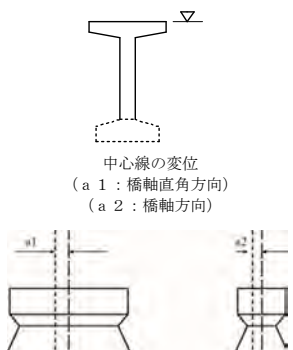
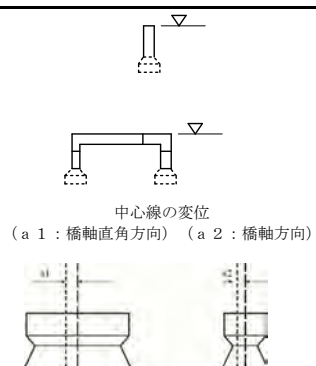
単位：mm

2-190

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 アンカー ボルトの 箱抜き規格値	計画高	$+10 \sim -20$		
							平面位置	± 20		
							アンカーボルト孔の 鉛直度	$1/50$ 以下		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 (橋軸方向) w	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11

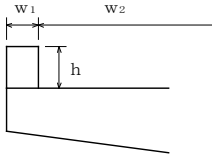
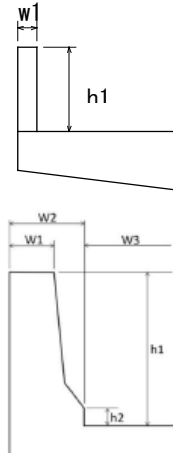
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

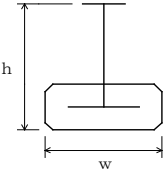
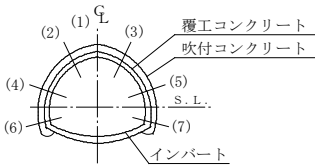
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 +10以上				
						支 承 中 心 間 隔 （橋軸直角方向）		コンクリート 橋				鋼 橋
								±5				4+0.5 ×（B－ 2)
						水 下 平 沓 度 の	橋 軸 方 向	1／100				
							橋 軸 直 角 方 向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1／2 以上				
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間（La, Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能性が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 +10以上				
						支 承 中 心 間 隔 （橋軸直角方向）		コンクリート 橋				鋼 橋
								±5				4+0.5 ×（B－ 2)
						水 支 平 承 度 の	橋 軸 方 向	1／300				
							橋 軸 直 角 方 向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1／2 以上				

出来形管理基準及び規格値

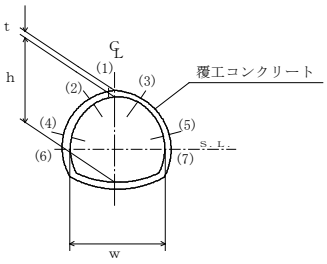
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	－20以内 かつ ー1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	－10～＋20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
						地覆の高さ h	－10～＋20			
						有効幅員 w_2	0～＋30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工	天 端 幅 w_1	－5～＋10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
					橋梁用高欄工	地 覆 の 幅 w_2	－10～＋20			
			7		高 さ h_1	－20～＋30				
					高 さ h_2	－10～＋20				
					有 効 幅 員 w_3	0～＋30				
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高 さ	±4			

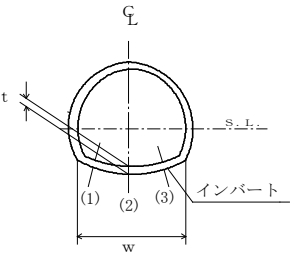
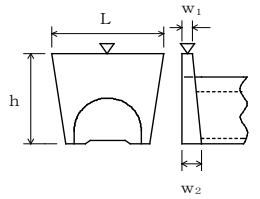
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	5 コン クリ ート 橋上 部	6 プレ ビーム 桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高 さ h	10 －5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ± (ℓ－5) かつ －30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以 上。ただし、良好 な岩盤で施工端 部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹 付け厚の1/3以上 を確保するものと する。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技 術基準（構造編）にいう地盤等級A又 はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3
						幅 w（全幅）	-50			
						高さ h（内法）	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚 さ t	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						高さ h	h < 3m			
							h ≥ 3m			
						延 長 L	-200			

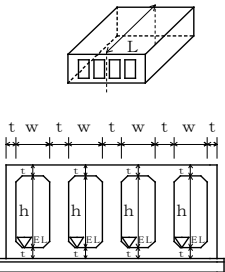
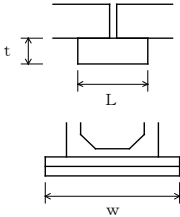
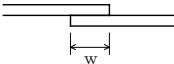
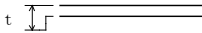
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅 w（全幅）	-50			
						高さ h（内法）	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

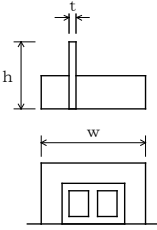
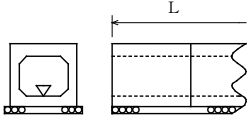
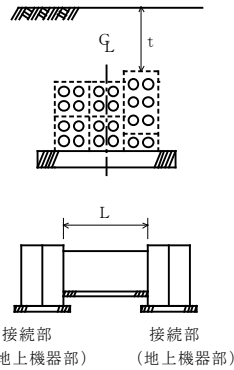
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-2
						厚 さ t	－20			
						内 空 幅 w	－30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	－50			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	－20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-4
						幅 w	－20			
						長 さ L	－20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5

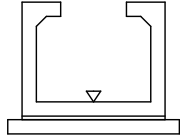
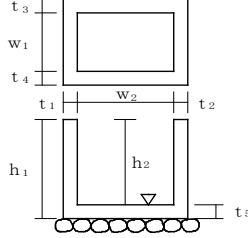
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

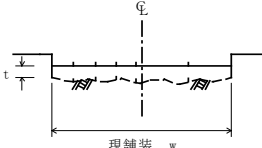
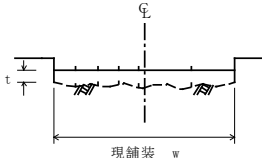
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	－20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚 さ t	－20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延 長 L	－200	延長：1 施工箇所毎		
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-2
						延 長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

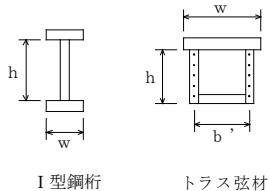
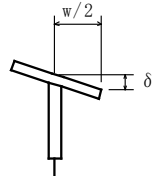
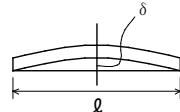
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)					
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5	
						厚さ t (オーバーレイ)	-9						
						幅 w	-25						
						延長 L	-100						
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下					
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30		幅は延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線100m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。			10-14-4-7
							幅 w	-50					
							延長 L	-100					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		10-16-3-4

出来形管理基準及び規格値